



市章

大津市公報

令和3年2月19日
号外(第7号)

発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

○ 監査委員告示

- 1 監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表について…………… 1

監 査 委 員 告 示

大津市監査委員告示第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、大津市長から財務監査(定期監査)の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定に基づき当該措置の内容を次のとおり公表する。

令和3年2月19日

大津市監査委員	土	屋	薫
同	津	田	穂積
同	山	本	久子
同	浅	井	貴博

補助金交付事務の適正な執行について

- 1 監査執行対象機関名 企業局技術部お客様設備課
- 2 監査執行日 令和2年7月3日
- 3 監査の結果

住民の生活環境の改善及び公衆衛生の向上を図ることを目的に、既設のくみ取り便所等を水洗便所に改造しようとする場合にその資金調達が困難な者に対し、当該改造に要する費用の一部を補助している。令和元年度に実施された8件の補助事業に係る補助金交付事務において、大津市水洗便所改造費補助金交付要綱(以下「要綱」という。)第8条第1項において「補助事業者は、交付決定の日から1か月以内に補助工事を完了しなければならない。」と規定されているが、遵守されていない事案及び補助対象とならない便器・便座の更新を補助対象とする事案がそれぞれ複数確認された。

また、排水設備計画を確認した上、工事の許可を行ったにもかかわらず、事務処理の遅れにより補助金の交付決定が遅れ、交付決定通知前に当該許可に基づき工事に着手された事案や、所属内の工事検査担当者に確認することなく、工事検査前に補助事業の完了を認めた事案など、不適正な事務処理が行われていた。

これらは、事務担当者及び決裁権者が要綱の理解が不十分なまま事務処理していることによると考えられる。

については、補助金交付事務における書類の審査等の事務処理について改善を図り、適正な事務の執行に努められたい。

- 4 措置状況報告日 令和3年1月29日
- 5 当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

指摘のありました水洗便所改造費補助金の交付事務について、1点目の交付決定の日から1か月以内に工事を完了しなければならない旨の規定が遵守されていない事案については、水洗化工事の大半がトイレ単体の工事ではなく、トイレ全体のリフォーム工事と併せて施工される事案であり、要綱に規定している工事期間が現状にそぐわないと判断したことから、令和2年11月1日付けで要綱の当該規定を改正しました。

2点目の補助対象とならない便器・便座の更新を補助対象とした事案については、令和2年11月4日の弁明において「下水道接続工事において、合併浄化槽を設置している場合にあっては既存の便器等が利用できることから補助対象外となるが、くみ取り式便器の場合は便器等の取替えが必要であり、補助対象となる。担当者は補助対象外の工事を誤解し、補助対象にした。」と回答しました。その後、当課で再確認したところ、対象物件は合併浄化槽ではなく、くみ取り式便所であり、補助対象であることが判明したため、弁明した内容を訂正します。

3点目の補助金交付決定を行う前に申請者が工事に着工した事案については、当課が排水設備計画を確認し工事を許可したことをもって、申請者が必要な手続を完了したと誤解し、交付決定の通知を行う前に着工したことによるものです。

原則として、申請者は、工事の許可とともに補助金の交付決定を受けた後に着工しなければなりません。

今回の事案は、担当者が申請者に対して補助事業に関する詳細な説明を怠り、また、補助金の交付決定が相
当な期間遅れたことに起因しております。

については、今後、このような不適切な事務処理が生じないよう、改正した事務処理マニュアルを周知徹底
するとともに交付決定事務のチェック体制を強化します。

なお、今回の事案は、当課の事務処理不備が要因であること、また、申請者は補助金の交付要件を満たし
ており、申請者に非が認められないことから、申請者に補助金の返還を求めることは困難であります。

最後に、4点目の工事検査の実施前に補助事業の完了を認めた事案は、当該事案を担当する事務担当者と
工事検査の担当者との間で情報共有がなされず、工事検査の実施状況を確認せずに書類審査を実施したこ
とが要因です。今後は、改正した事務処理マニュアルによりダブルチェックを行うことを徹底します。

あわせて、現行の要綱については、他都市の同種の要綱等を調査研究し、現況に応じた要綱に改正するこ
とを検討していきます。